



下田地区消防組合条例第3号

下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月17日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田地区消防組合条例第3号

下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 下田地区消防組合職員の給与に関する条例（平成25年下田地区消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

消防職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	特1	202,000						
	特2	204,400						
	特3	206,800						
	特4	209,200						
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500

11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100
12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600
13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100
14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800
15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500
16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200
17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700
18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300
19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900
20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500
21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100
22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700
23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300
24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900
25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900

37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700

64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	

90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800
94	308,300	330,200	356,200	389,800		
95	309,200	331,400	357,700	390,300		
96	310,000	332,600	359,100	390,800		
97	310,800	333,800	360,400	391,200		
98	311,800	335,100	361,600	391,600		
99	312,700	336,300	362,700	392,100		
100	313,600	337,500	363,900	392,600		
101	314,500	338,900	365,000	393,000		
102	315,500	339,800	366,100	393,500		
103	316,500	340,800	367,200	394,000		
104	317,400	341,900	368,300	394,500		
105	318,200	343,000	369,500	394,800		
106	318,800	344,100	370,000	395,200		
107	319,400	345,100	370,600	395,700		
108	320,000	346,100	371,200	396,000		
109	320,500	347,300	371,800	396,300		
110	321,000	348,300	372,300	396,800		
111	321,400	349,300	372,700	397,300		
112	321,900	350,200	373,200	397,800		
113	322,700	351,100	373,600	398,100		
114	323,400	352,000	374,000	398,600		
115	324,100	353,000	374,500	399,100		
116	324,700	354,000	375,000	399,600		

117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	
142		365,200		

	143		365,700					
	144		366,200					
	145		366,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600

第2条 下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「、前項第1号及び第3号から第6号まで」を「、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を削る。

第10条の2第1項を次のように改める。

職員には、地域手当を支給する。

第10条の2第2項中「前項の」を削り、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に規定する地域手当の級地の区分に応じて定める割合を上限として、管理者が別に定める割合」を「100分の2」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 人事交流等により下田地区消防組合の区域外での地域で民間の賃金水準及び物価が特に高い地域に在勤する職員(当該地域に在勤するのに伴い公務上の必要により住居を移転しなければならないものに限る。)の地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該地域における民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して管理者が別に定めることができる。

第10条の2を第10条とする。

第11条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。)」を加える。

第12条第1項第1号中「有料の道路(以下この項及び次項)」を「有料の道路(以下この条)」に「料金(以下この項及び次項において)」を「料金(以下)」改め、同条第2項第1号中「をいう。)」を「をいう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給

単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条第2項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 緊急消防援助隊等手当 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊又は静岡県消防相互応援協定（昭和62年締結）に基づく応援隊として出動した場合に、1日につき、2,160円とする。ただし、緊急消防援助隊等手当を支給する時は、第1号から第3号及び第5号の手当は支給しない。

(8) 前号の手当の額は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令の措置がなされた区域での業務に従事した場合、1日につき、2,160円を増額する。第21条第2項中「、第9条及び第11条」を「、第8条及び第9条」に改める。

第22条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した」を「（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

改正附則〔令和5年2月15日条例第6号〕附則第5条第1項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条及び第11条」を「、第8条及び第9条」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の下田地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定 令和6年4月1日

(2) 改正後の条例第23条第2項、第3項及び第26条第2項の規定 令和6年12月1日
（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の下田地区消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者 （6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。